

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育無償化の概要

○保育料

- ・満3歳以上の子どもの利用料が月額25,700円まで**無償化**されます。

○預かり保育料

- ・要件を満たして「**保育の必要性の認定**」を受けた3歳以上の子ども※は、**利用日数**に応じて月額11,300円まで**無償化**されます。

※3歳になってから最初の3月31日を経過した子ども。住民税非課税世帯の満3歳児は16,300円まで無償化。

【保育の必要性の認定要件】

※父母（保護者）について確認します。

要件	内容
1 就労	家庭内外で月48時間以上、就労している
2 妊娠・出産	妊娠中、出産後である
3 疾病・障がい	病気や負傷、心身障がいがある
4 介護・看護	月48時間以上の介護・看護をしている
5 災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧にあっている
6 求職活動	日中、求職活動中である
7 就学・職業訓練	月48時間以上、就学・職業訓練をしている
8 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある
9 育休継続	育休取得時からの継続利用である
10 その他	上記以外で市が認める場合

○給食費（副食費）

給食費は**無償化対象外**ですが、次の子どもは、給食費のうちの**副食費分が免除**されます。※主食費についてはご負担いただきます。

☆**年収360万円未満相当世帯の子ども**

☆**収入に関わらず、第3子以降の子ども**

ここでいう**第3子**とは、**小学校3年生以下**の子どものうち、**年長者から数えて3人目**の子どものことです。

○手続き

- ・無償化の対象となるには、**施設等利用給付認定が必要**です。



次の費用は無償化されません！

次の費用は**実費負担**となります。

- ・「保育の必要性の認定」を受けられない場合の**預かり保育料**
- ・**給食費や教材費、行事費等**